

〔事案 26-32〕 契約無効等請求

・平成 26 年 9 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、自分が希望する保険は既に販売されていないと虚偽の説明を受け、別の保険を契約したことを理由に、契約の無効と、遡及して希望保険の契約を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 10 月、両親が、被保険者を姉とする既契約と同じ保険への加入意向を募集人に伝えたところ、同じ保険は現在販売されていないと説明を受けたので、それを信じ姉の保険に近い保険ということで、契約者を父親、被保険者を自分として本契約に加入した。

しかしながら、実際は同じ保険は販売されており、契約時に虚偽の説明があったので、本契約を取消し、契約時に遡及して被保険者を姉としている既契約と同じ保険に加入させてほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の母親から、姉の保険と「同じような」保険に入りたいとの意向を伝えられたが、「同じ」保険ということではなかったので、同じ保険は現在販売されていないとは言っていない。
- (2) 申立人両親は、提案した保障内容に納得して契約したものであり、誤認は認められない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人両親、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、以下の 2 点であると判断する。

- (1) 民法 96 条 1 項にもとづく、詐欺による取消しを求めるもの（主張①）。
- (2) 民法 95 条にもとづく、錯誤による無効を求めるもの（主張②）。

2. 主張①について

事情聴取において、申立人母親の申出内容および募集人の説明内容について、当事者の供述は全く異なり、他に証拠はないことから、申立人母親の供述のみで、募集人に欺もう行為があったと認めることはできず、詐欺による取消しを求める主張は認められない。

3. 主張②について

- (1) 事情聴取において、申立人母親は、契約時から、姉と申立人の保険は保険金額や特約に違いがあることは分かっていたと述べており、本契約内容に錯誤があったとは認められない。
- (2) 申立人両親が姉と同じ保険は販売されていないと誤信して本契約に加入したのであれば動機の錯誤であるといえるが、事情聴取の結果から、申立人両親が、この動機を募集人に表示していたとまで認めることはできないので、申立人に錯誤があったとは認められない。
- (3) よって、錯誤による無効を求める主張は認められない。